

中村学園大学短期大学部 理念に沿った目的実現のための方針

1. 理念・目的

中村学園大学短期大学部は、建学の精神「人間教育の根幹」「教育実践の基底」「教育研究の基本」に基づき理論と実際の統合を図り、学問と生活の融合を重んじ教育と研究に努め、社会の発展及び文化の向上に貢献し得る有為の人材を養成することを目的とし、その実現のために以下の方針を定めています。

2. 内部質保証

学則第2条に則り、社会的使命を果たすための教育研究の質を維持向上すべく、内部質保証に関する基本方針を定める。自主的且つ自律的な内部質保証体制を整え、恒常的な推進と改革・改善に努めるとともに、その取組状況や教育その他諸活動の効果を社会へ公表し、信頼性を確保する。

(1) 内部質保証体制と役割

- ・最終意思決定機関である審議会が全学的な内部質保証の責任を担い、学部等の自主性を尊重しながら恒常的なPDCAサイクルの適切性について点検・評価し、内部質保証システムを適切に機能させる。
- ・大学基準協会の評価基準に沿った本学独自の方針を定め、全ての構成員が一致協力して各方針に基づく共通認識と整合性を持った実効性ある教育研究活動を推進する。

(2) 自己点検・評価の実施体制

- ・自己点検評価活動の推進を図るため、自己点検・評価委員会は各方針に基づく学部等の諸活動とその自己点検評価について整合性や一貫性を確認し、組織間の連携を通じて実効性あるPDCAサイクルの機能を図る。

(3) 学生・外部の評価による質保証検証

- ・学生生活に関する調査等の継続的なデータ収集と分析を実施し、その結果を内部質保証のエビデンスとして活用する。
- ・教育研究活動の客観性・適切性の確保及び教育研究水準向上のため、監事監査や外部評価委員会による客観的評価を実施し、評価結果を自己点検・評価活動に活かす。また、機関別認証評価の受審により教育研究水準を点検し、改善と向上に努める。

(4) 情報公表による質保証

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務等諸活動の状況や検証結果について積極的に公表し、地域社会や産業界等に対する説明責任を果たす。

3. 教育研究組織

- ・建学の精神に基づく教育研究活動を実践し、社会の発展及び文化の向上に貢献し得る有為の人材を育成するために教育研究組織として必要な学科を編成している。

4. 3つのポリシー策定方針

- ・理念・目的を具現化するため、学科ごとに3つのポリシー（ディプロマポリシー：学位授与方針、カリキュラムポリシー：教育課程編成・実施方針、アドミッションポリシー：入学者受け入れ方針）を定める。
- ・教育活動の改革、改善に努めるため、3つのポリシーを一貫性・整合性のあるものとして策定し、内部質保証のためのPDCAサイクルの起点とする。

5. 教育課程・学習成果

- ・建学の精神に基づく大学共通の教育目標に則り、学科ごとに教育目標を定める。
- ・この目標を達成するため、学生の視点による学位授与方針を学科ごとにディプロマポリシーとして定め、その達

中村学園大学短期大学部 理念に沿った目的実現のための方針

成に必要なカリキュラムポリシーを定める。

- ・カリキュラムポリシーに従い、学科に相応しい教育課程を体系的に編成し、ディプロマポリシーに則った、厳格かつ適正な成績評価及び単位認定を行う。
- ・学科は、ディプロマポリシーに示した学習成果の修得状況を把握するとともに、教育課程についてその方法の適切性について定期的に点検し、改善を行い、学習成果の向上につなげる。

6. 学生の受け入れ

- ・各学科の教育目標やディプロマポリシーに照らし、本学の教育を受けるに相応しい学生の人物像をアドミッションポリシーに示している。
- ・短期大学士課程での学修に必要な高等学校修了段階の基礎学力を身に付けていることを必要とし、本学の建学の精神を尊重し、理解と実践に努める人を求める。
- ・短期大学士としてふさわしい教養やコミュニケーション能力を身につける意欲を持ち、職業人として必要な専門知識・技術及び態度を修得し、自律した社会人となることを目指す人を求める。

7. 教員・教員組織

- ・学科の目的を達成するため、建学の精神を理解し教育研究活動を実践できる教員組織を編成する。
- ・学科の教育研究分野および学生収容定員を基本とした、短期大学設置基準や各種免許法等の関連法令に基づく適正な教員組織を編成する。
- ・全学的な基準に加え、学科ごとの教育内容に即し教育効果を発揮できる教員組織の充実に向けて教員の募集・採用・昇任等に取り組む。
- ・教員の資質向上を図るため、FD活動を推進するとともに、教員組織が適切であるか定期的に点検を行い、その改善に努める。

8. 学生支援

すべての学生が高い学修意欲を持ち続け充実した学びを得るため、学生支援についての方針を次のとおり定める。

(1) 修学支援の方針

- ・指導主任制度を置き、学生一人ひとりの学修状況を把握するとともに、適切な助言・指導を行う。
- ・学生が自ら主体的に学修を進めることができるよう、環境の整備に努める。
- ・留年・休学・退学等の状況を常に把握し、早期面談など具体的な対応策を実施する。
- ・障がいのある学生に学修支援制度を設けるなど、多様な学生に対応した学修支援を行う。

(2) 生活支援の方針

- ・学生一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で、安全・安心な学生生活を送るために必要な基盤を整備する。
- ・指導主任制度を活用し、学修面のみならず学生生活全般に渡って適切な支援を行う。
- ・学生の人間の成長、学生生活の充実のため、サークルやボランティアといった課外活動参加を促す。
- ・学生が経済的に安心して学業を続けられるよう、奨学金等学内外各種制度を通じた支援を行う。

(3) 進路支援の方針

- ・学生一人ひとりの能力・適性・希望に適した、キャリア形成・進路選択を実現するために必要な基盤を整備する。
- ・学生が早期に将来の展望を抱くことができるよう、キャリア形成支援を行う。
- ・学生が職業観・勤労観を形成できるよう、就職ガイダンスやセミナーを開催し、就職支援を体系的に行う。
- ・各種資格取得支援講座を開設し、学生のキャリア形成・進路選択を支援するプログラムを提供する。

中村学園大学短期大学部 理念に沿った目的実現のための方針

9. 教育研究等環境

教育研究活動が適切な環境で行われるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を定める。

(1) 教育研究活動支援

教育研究活動の質向上及び活性化を図るため、研究環境の維持・整備、外部資金獲得支援、その他必要な教育研究支援体制の充実に努める。

(2) メディアセンター（図書館）の整備

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の体系的な収集、蓄積、提供に努め、学術情報基盤としてのメディアセンター（図書館）の機能強化、学術情報サービスの充実に努める。また、学習及び教育研究の多様なニーズに応えるため、利用者に配慮した利用環境の整備に努める。

(3) ICT 環境の整備

安全性、利便性、信頼性に配慮した学内ネットワーク及びメディアセンター（情報処理センター）等、本学の教育研究に適した ICT 環境を整備するとともに、その活用を促進する。

(4) 施設・設備の整備

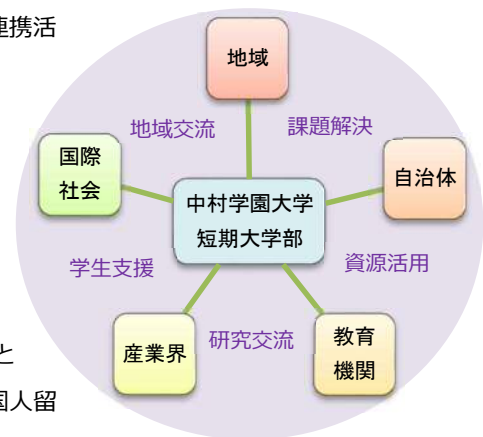
教育研究活動を推進するため、本学の中期総合計画に基づき、校地、校舎、施設及び設備の維持管理、安全性の確保、利便性の向上、防災及びバリアフリー等への対応、その他効果的な環境整備に努める。また、校舎及び施設・設備の維持管理、そして安全性及び衛生面の管理について計画的に取り組む。

(5) 研究倫理

研究活動における不正行為および研究費不正使用の防止の取り組みとして、諸規定に基づきコンプライアンスや研究倫理に関する研修機会を設けると共に学内監査を適切に実施する。

10. 社会連携・社会貢献

- ・教育研究成果を地域社会に還元するため、地域のニーズに対応した連携活動や生涯学習の機会を提供する。
- ・地域、産学官、大学間の連携事業の推進に相互に協力し、地域の発展や課題解決、人材育成等に取り組む。また、学生の地域連携活動を推進し、社会人基礎力の向上を図る。
- ・国際交流活動を通じたグローバル化を推進するため、海外大学等との連携協定を軸とした海外研修プログラムの整備や海外留学制度に関する外部資金の情報提供により、学生の留学を積極的に支援するとともに、海外の研究機関や大学等との学術交流の促進、研究員・外国人留学生の受け入れを行う。



11. 情報公開

- ・教育研究機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、社会に開かれた大学を目指すため、「学校教育法」第 109 条及び第 113 条、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 の規定及び学則第 3 条に則り、教育研究の内容や成果、組織運営、財務など大学運営に関する情報を積極的に公表する。
- ・情報の公開は、あらゆるステークホルダーの情報取得に配慮し、媒体や表現の工夫に努める。